『産業遺産研究』投稿要領

2020年４月１日制定

１．投稿する原稿は未発表のものに限る。ただし、中部産業遺産研究会の定例研究会、講演会、シンポジウムなどにおいて口頭発表、配布プリント等の場合はこの限りでない。
２．投稿しようとする会員は、当該年度の会費を完納していなければならない。
３．論文、調査報告、研究ノートについて、連名者がいる場合、代表者は本会会員でなければならない。
４．すべての投稿原稿は、本会執筆要綱に基づいて執筆する。
５．論文、調査報告、研究ノートについては、投稿前に２００字程度の概要を編集委員会に提出しなければならない。（締め切り日の１週間前までに提出）
６．論文、調査報告、研究ノートの投稿後の文章の変更、追加、削除は原則として認めないものとする。
７．論文、調査報告、研究ノートの投稿受付の締め切り日は、４月１５日とする。
　締め切り日は、編集委員会で変更することがある。
８．論文、調査報告、研究ノート以外の原稿の投稿受付の締め切り日は４月３０日とする。ただし、編集委員会から依頼した原稿については、この限りではない。
　締め切り日は、編集委員会で変更することがある。
９．すべての原稿について、投稿後（査読後を含む）に取り下げる場合は、編集委員会の指定した期日までとする。
１０．論文、調査報告、研究ノートの投稿にあたり、別紙の「投稿申込書・著作権譲渡の承諾書」を付けなければならない。
１１．論文、調査報告、研究ノート以外の原稿については、執筆要綱にもとづき、デジタルアーカイブ化のために本会に著作権を譲渡されたものとする。本会への著作権譲渡は、著者の利用を妨げない。
１２．投稿した論文、調査報告、研究ノートが非掲載となった物は、同じ主題で再投稿することができる。
１３．論文、調査報告、研究ノートについて、査読後に修正、照会などを求められた場合、修正後の原稿並びに修正対応表（様式は自由）を期日までに提出しなければならない。
１４．論文、調査報告、研究ノートについての査読修正後の原稿の著者校正は原則として１回限りとし、誤字、脱字等の修正のみを行うこととし、文章の変更や追加、削除は認めない。
１５．論文など、別刷りが必要な場合は、著者は実費を支払う。

投稿申込書

投稿者氏名：

英文氏名（例 Chubu, Tarou）：

現住所：〒

電子メールアドレス：

論文、調査報告、研究ノートのタイトル：

連名者氏名（英文氏名）：

論文等区分：　（　）論文　　（　）調査報告　　（　）研究ノート

編集委員会受付年月日：　　年　　月　　日

投稿論文等の著作権譲渡についての承諾書

上記、投稿論文等の中部産業遺産研究会への著作権譲渡(本人利用は除く)について承諾します。

年　　月　　日

(著者氏名　印　または自筆サイン)